

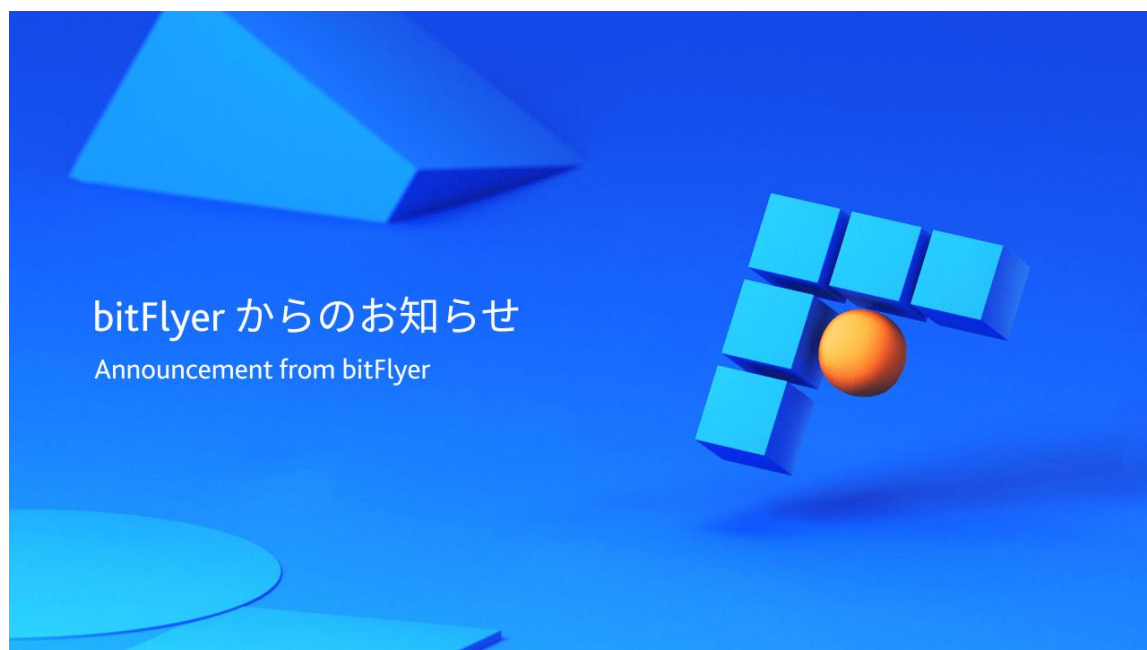
各位

2025 年 7 月 18 日
株式会社 bitFlyer

日本ブロックチェーン協会（JBA）による
「暗号資産に関する税制改正要望」への支持表明
— お客様の利便性向上と制度整備の進展に期待 —

株式会社 bitFlyer（本社：東京都港区、代表取締役：加納 裕三、以下「当社」）は、一般社団法人日本ブロックチェーン協会（以下「JBA」）が本日、政府に提出した「暗号資産に関する税制改正要望」の趣旨を支持するとともに、今後の建設的な議論の進展を期待いたします。

当社は今後も政府や業界団体、関係各所と連携し、お客様からのご意見も踏まえ、お客様の利便性向上と業界の健全な発展に貢献してまいります。



■ 要望書提出の背景と意義

現行の税制では、暗号資産の売却益に対して最大 55 %の総合課税が適用され、また申告に伴う計算も煩雑であることから、個人が暗号資産を保有・活用する際の大きな障壁となっています。今回の要望は、こうした課題を踏まえ、税制を見直すことで暗号資産を資産形成の有力な選択肢として位置づけ、健全な市場の発展の基盤を整えることを目的としています。

当社は、分離課税の導入や損失繰越控除など、お客様の利便性向上と申告手続きの分かりやすさにつながる提案を評価しております。こうした制度の改善が、長期的には暗号資産業界の信頼性向上や国際競争力の確保にも寄与すると考えております。

■ 5 項目の要望事項

JBA では、以下の 5 項目を要望しています。

1. 分離課税・損失繰越控除の導入

暗号資産の売却益に対し、一律 20.315 % の分離課税を導入し、損失は 3 年間の繰越控除を認める。デリバティブ取引も同様に扱う。

2. 相続時の取扱いの見直し

上場株式と同様に、支払った相続税の一部を取得費として加える取得費加算の特例や、相続日の過去 3 か月の平均価格のうち、最も低い価格によって評価するなど、価格評価方法を柔軟にする。

3. 暗号資産同士の交換時の課税繰延べ

暗号資産の交換時には課税せず、法定通貨に変えた時点で課税する。

4. 寄附時の非課税措置の適用

上場株式や不動産などと同様に、みなし譲渡課税を非課税とする特例措置を暗号資産にも適用する。

5. 特定譲渡制限付暗号資産の課税見直しの継続検討

暗号資産を保有する法人、暗号資産交換業者、自主規制団体である日本暗号資産等取引業協会（JVCEA）などにとって利便性の高い仕組みとなるよう、制度の見直しを継続的に検討する。

これらの要望は、お客様の利便性向上だけでなく、スタートアップ支援や税収の安定化、グローバルな競争力の確保といった観点からも極めて重要な提案です。

■ 当社の姿勢

当社は暗号資産業界の健全な発展に向けて、これまでも JBA をはじめとする関係団体と連携してまいりました。今回の要望は、日本の暗号資産業界が再び世界をリードするための基盤となるものです。当社はその趣旨と要望内容を支持するとともに、今後も業界団体と連携し、要望の実現に向けて尽力してまいります。

■ JBA の要望

JBA の要望について、詳しくは以下の URL をご確認ください。

https://jba-web.jp/news/22371?fbclid=IwY2xjawLm1FpleHRuA2FlbQIxMABicmlkETE2bTJYVG12eTdpeTlJWgt5AR7GDBJPnBJBBm5Wfj28BFy9PF EK2E8XTrKi0Q1DzgeOqv3w0dqJ6iGK7tfrzw_aem CEro-RrIJ4vaqtfAsmnssQ

bitFlyer グループについて

「ブロックチェーンで世界を簡単に。」をミッションに掲げ、2014年に株式会社 bitFlyer は創業しました。お客様にご愛顧いただき、国内でビットコイン取引量 9 年連続 No.1* を達成しました。bitFlyer USA, Inc. 及び bitFlyer EUROPE S.A. と共にグローバルに暗号資産交換業を展開しています。また、株式会社 bitFlyer Blockchain では独自ブロックチェーン Miyabi を開発・提供し、暗号資産取引所に上場するトークンの基盤システムなどに採用されています。さらに、株式会社 Custodiem では機関投資家による暗号資産への投資が広がることを想定し、機関投資家を対象にした暗号資産の預かり事業（クリプトカストディ事業）を新たに展開する予定です。グローバルに web3 事業を展開するグループ間の相乗効果を活かしてアジア No.1 の web3 カンパニーを目指しています。

公式 HP : <https://bitflyer.com>

* 国内暗号資産交換業者における 2016 年～2024 年の差金決済及び先物取引を含んだ年間出来高（日本暗号資産等取引業協会が公表する統計情報及び国内暗号資産交換業者各社が公表する取引データに基づき当社にて集計。日本暗号資産等取引業協会の統計情報については 2018 年以降分を参照）

【注意事項（よくお読みください）】

- ・ 暗号資産は法定通貨ではありません
- ・ 暗号資産は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済に使用することができます
- ・ 暗号資産の売買や他の暗号資産との交換は、暗号資産の価格変動により損失を被ることのある取引です。暗号資産の価格は、需給バランスの変化や、物価・法定通貨・他の市場の動向、暗号資産に係る状況の変化等の影響により下落する可能性があります
- ・ 暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の取引価格は、当社における暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の需給バランスの変動から影響を受けて上下するほか、暗号資産等関連店頭デリバティブ取引が参照する暗号資産の価格の変動から間接的な影響を受けることによっても上下するため、損失を被ることがあります
- ・ 暗号資産等関連店頭デリバティブ取引は、取引価格と建玉数量の積である取引金額を預入証拠金等の額よりも大きくできる取引です。そのため、暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の需給バランスの変動や参照する暗号資産の価格の変動によりお客様に不利な方向へ取引金額が預入証拠金等の額よりも大きく変動し、お客様の被る損失の額が預入証拠金の額を上回ることがあります
- ・ 暗号資産等関連店頭デリバティブ取引を行うにあたっての預入証拠金等の額は取引金額の 50 % 以上であり、取引金額は預入証拠金等の額の 2 倍以下となります（いずれも個人のお客様の場合）。預入証拠金等についての詳細は「[bitFlyer Crypto CFD とは?](#)」をご覧ください
- ・ 販売所における暗号資産の売買や他の暗号資産との交換の際には、購入価格と売却価格の差であるスプレッドをお客様にご負担いただいております。暗号資産の売買及び他の暗号資産との交換並びに暗号資産等関連店頭デリバティブ取引のご利用に際してお支払いいただく手数料、その他費用、計算方法等は「[手数料一覧・税](#)」に定める通りです
- ・ 暗号資産等関連店頭デリバティブ取引は、当社がお客様の相手方となって行われる相対取引です
- ・ 契約締結前交付書面等の内容を十分ご確認いただいた上で、ご自身の判断と責任により取引を行ってください

株式会社 bitFlyer

暗号資産交換業者 関東財務局長 第 00003 号

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 3294 号

所属する認定資金決済事業者協会及び金融商品取引業協会 一般社団法人日本暗号資産等取引業協会

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社 bitFlyer 広報

〒107-6233 東京都港区赤坂 9-7-1 ミッドタウン・タワー

サービスサイト : <https://bitflyer.com> お問い合わせ先 : <https://bitflyer.com/ja-jp/contact>